

県立病院（大船渡病院ほか 10 施設）重油地下タンク貯蔵所ほか清掃点検 業務仕様書

県立病院重油地下タンク貯蔵所ほかの清掃点検業務は、次に定めるところにより実施するものとする。

1 業務の実施場所及び地下タンクの容量等

別紙 1 に定める各県立病院等とする。

2 清掃作業

清掃は別紙 1 の全ての施設について実施すること。

なお、清掃箇所及び方法等については以下の通りとする。

- (1) 地下タンク及びサービスタンク内の油泥等は、バキュームポンプで汲み取り、タンク壁面及び底部の汚水は洗浄油で洗浄のうえ、全面をウェスで拭き取り清掃すること。
- (2) 地下タンク、サービスタンク及びオイルバーナ間のパイプライン（給油及び返油管）の残油を抜き取り清掃すること。
- (3) 清掃作業に必要な場合は、配管などのフランジ継手を一時的に取り外して行うことができる。ただし、作業終了後直ちに原形に復旧しなければならない。
また、パッキン類は新品と取替え、空気及び油漏れ等があってはならないこと。
- (4) 使用可能な油がタンク内にあるときは、ローリー車等に受入れ、タンク清掃終了後タンク内に戻すこと。（タンク残量がほぼ満タンであることに注意すること。）
- (5) タンク内部に入るときは、可燃性ガスへの引火及び酸素欠乏等に十分注意し換気を行い、照明はガード付、電灯キャブタイヤケーブル等など使用する機器は引火を防止するタイプとする。
- (6) 廃油・スラッジは、受託者が産業廃棄物として指定する処分場に直接運搬するものとする。再委託については、認めない。なお、ローリー車で搬入した場合に相当する処分費は、当局が負担するものとするが、それ以外の方法で搬入する場合にあっては、その結果積替等により生じる処分費の差額について、受託者が負担することとする。

【産業廃棄物（A 重油スラッジ）】

処分業者名 株式会社 東北油化（電話 019-696-5656）

指定搬入場所 盛岡市黒川 2 2 地割 7 7 番地

処分業者と搬入日時等について事前に打合せをすること。

- (7) タンクの周囲を油で汚した場合はウェス等で清掃すること。
- (8) 油抜き取り及び返油等のバルブ操作時は病院職員（危険物保安監督者又は危険物取扱者（甲種又は乙種第 4 類）の資格を有する職員）立会いのもと実施すること。

3 定期点検

- (1) 本点検は「消防法」、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」、

これに基づく告示及び「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成 16 年 3 月 18 日付け消防危第 33 号)等によるものとする。

- (2) 点検作業は、清掃作業終了後直ちに実施する。
- (3) 点検対象施設、点検項目、点検内容及び点検方法は、次による。

- ① 点検対象施設

別紙 1 に示す施設ごとの実施項目による。

- ② 点検項目、点検内容及び点検方法

「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成 3 年 5 月 28 日付け消防危第 48 号(平成 13 年 3 月 27 日付け消防危第 37 号、平成 31 年 4 月 15 日付け消防危第 37 号、令和 3 年 4 月 15 日付け消防危第 43 号により一部改正)に示されている記録表及び点検表に準拠する。

別紙 2 別記 1-1 製造所等定期点検記録表(積載式移動タンク貯蔵所を除く。)及び別記 5 地下タンク貯蔵所点検表(以下「定期点検記録表及び点検表」という。)

- ③ 漏洩点検

漏洩点検については、地下タンク本体及び地下埋設配管内の油を完全に除去し、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」別添 1 漏れの点検実施要領により実施すること。

4 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受注者は、予め各病院と作業日時等の打合せを行った上、業務計画書を作成し、作業実施前に医療局及び当該病院に提出すると共に、確認を得た上で業務を開始すること。なお、業務計画書には次の内容を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施工程表(清掃点検、産業廃棄物収集運搬等の日程を記載)
- ③ 業務体制及び組織表
- ④ 安全管理
- ⑤ 使用機材等(校正が必要な機材については校正証明書を添付)
- ⑥ 業務内容及び手順(バルブ操作のチェックリストを作成し添付)
- ⑦ 業務管理(作業完了確認、品質確認、写真撮影要領等)
- ⑧ 緊急時の体制及び対応
- ⑨ 交通管理(敷地内走行速度、過積載防止、車両点検、道路交通法の遵守等)
- ⑩ 環境対策(騒音、振動、ゴミ、ほこり等の対策等)
- ⑪ 産業廃棄物処理(産業廃棄物の運搬、処分方法等)
- ⑫ その他(作業用電源・水道等)
- ⑬ 作業員名簿(資格等の写しを添付)

- ・甲種危険物取得者免状、乙種第4類危険物取扱者免状又は丙種危険物取得者免状のいずれかの交付を受けているもの
- ・一般財団法人全国危険物安全協会が実施する地下タンク等に係る定期点検技術者講習を修了したもの（地下タンク等講習修了証（最新受講年月日及び有効期限））

(2) 業務責任者について

- ① 業務責任者は、病院担当者に業務目的、作業内容等を伝え、その周知徹底を図ること。
- ② 業務責任者は、業務担当者を兼ねることができること。
- (3) 作業開始時と終了時は、その旨を病院担当職員に申し出ること。
- (4) 別紙2の定期点検記録表及び点検表は、病院担当職員の確認を受けた後2部作成し、医療局及び当該病院に各1部提出すること。
- (5) 次のものについては、所定の様式に拠らず作成して定期点検記録表及び点検表と共に提出するものとする。
 - ① 上部スラブ、給油口、通気管の状況写真
 - ② タンク清掃前後の状況写真
 - ③ 漏洩試験実施状況（圧力数値、加圧時間、プラグ取付け状況）を示す写真
 - ④ 産業廃棄物の積み込み及び積み下ろし状況写真
 - ⑤ 漏洩箇所、破損箇所の状況を示す図面及び写真
 - ⑥ 油抜き及び返油時の病院職員（危険物保安監督者又は危険物取扱者（甲種又は乙種第4類）の資格を有する職員）の立会い状況写真

5 その他の事項

- (1) 点検の際は、危険物取扱者（甲種、乙種第4類、丙種のいずれかの資格者）及び、一般財団法人全国危険物安全協会が行っている地下タンク等に係る定期点検技術者講習を修了し電子講習修了証又は講習修了証の交付を受けている者が全項目に渡り立ち会うものとする（講習修了証又は電子講習修了証を表示できる電子機器を携帯すること）。
- (2) 廃棄物管理票の記入用紙は受託者が用意すること。
- (3) 本業務には、パッキン及びシール類の取替え以外の部品交換、修繕工事等は含まないものとする
- (4) 本仕様以外の項目については、医療局担当者の指示に従い実施するものとする。

別紙1

令和7年度

病院等	住 所	タンク容量 (kL)	基数	油種	実施項目			廃油 収集運搬
					清掃業務	定期点検	漏れの点検	
大船渡	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	30	2	A重油	○	○	○	○
		30	1	A重油	○	○	○	○
釜石	釜石市甲子町10-483-6	30	1	A重油	○	○	○	○
		20 (2重殻)	1	A重油	○	○	○	○
磐井・南光	一関市狐禅寺字大平17	50 (2重殻)	2	A重油	○	○	○	○
高田	陸前高田市高田町字太田512-2	18 (2重殻)	1	A重油	○	○	○	○
江刺	奥州市江刺西大通り5-23	30	1	A重油	○	○	○	○
千厩	一関市千厩町千厩字草井沢32-1	18	1	A重油	○	○	○	○
大槌	上閉伊郡大槌町小槌23-1-1	15 (2重殻)	1	A重油	○	○		○
山田	下閉伊郡山田町飯岡1-21-1	18 (2重殻)	1	A重油	○	○		○
大東	一関市大東町大原字川内128	9	1	A重油	○	○	○	○
		18 (2重殻)	1	A重油	○	○	○	○
花泉地域診療センター	一関市花泉町涌津字上原31	5	1	A重油	○	○	○	○
住田地域診療センター	気仙郡住田町世田米字大崎22-1	10	1	A重油	○	○	○	○

別紙2

別記 1－1 製造所等定期点検記録表（積載式移動タンク貯蔵所を除く。）

事業所名							
所在地							
点検対象	製造所等の区分						
	設置許可 年月日・番号	年	月	日	第 号		
	完成検査年月日	年	月	日			
	施設名又は 呼称番号						
	危険物の類別、						
	品名（品目）、						
	最大貯蔵量又は 最大貯蔵量、						
	倍 数						
点検実施者	危険物取扱者	所 属					
		氏 名					
		免状の区分		免 状 番 号			
	危険物施設保安員	所 属					
		氏 名					
	上記以外の者	会 社 名					
		所 属					
		氏 名					
	立会危険物取扱者	所 属					
		氏 名					
		免状の区分		免 状 番 号			
	点検年月日	年	月	日	保存期限	年	月

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容	
上 部 ス ラ ブ		亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視			
タ ン ク 本 体		漏えいの有無	*注 1			
通気管等	通 気 管	固定状況の適否	目視			
		腐食、損傷の有無	目視			
		引火防止網の脱落、目づまり等の有無	目視			
	安 全 装 置	腐食、損傷の有無	目視			
		作動状況	取外し等による機能試験			
	可燃性蒸気回収弁	損傷の有無	目視			
計測装置	液量自動表示装置	損傷の有無	目視			
		作動状況及び指示の適否	目視			
	圧 力 計	損傷の有無	目視			
		取付部のゆるみ等の有無	目視			
		指示状況	目視			
	計 量 口	蓋の閉鎖状況	目視			
		変形、損傷の有無	目視			
	漏 え い 検 査 管		変形、損傷、土砂等の堆積の有無	*注 2		
漏 え い 検 知 装 置 （二重殻タンク）		損傷の有無	目視			
		警報装置の機能の適否	作動確認			
注 入 口		変形、損傷の有無	目視			
		接地電極損傷の有無	目視			
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定			
注 入 口 ピ ッ ト		亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	目視			
配管・バルブ等	配 管	漏えいの有無	*注 1			
		変形、損傷の有無	目視			
		塗装状況及び腐食の有無	目視			
		保温（冷）材の損傷、脱落等の有無	目視※注 3			
		固定の適否	目視			
	点 検 ボ ッ ク ス	亀裂、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積の有無	目視			
	バ ル ブ	漏えい、損傷等の有無	目視			
		開閉機能の適否	目視			
	電 気 防 食 設 備		端子箱の損傷、土砂等の堆積、端子のゆるみ等の有無	目視		
			防食電位（電流）の適否	電位計による測定		

点検項目		点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日 及び措置内容
ポンプ設備	ポンプ	漏えいの有無	目視		
		変形、損傷の有無	目視		
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無	目視又はハンマーテスト		
	ポンプアース	断線の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		接地抵抗値の適否	接地抵抗計による測定		
	囲い、床、ためます、油分離装置	亀裂、損傷等の有無	目視		
		滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	建屋及び附属設備	屋根、壁、床、防火戸等の亀裂、損傷等の有無	目視		
		換気・排出設備等の損傷の有無及び機能の適否	目視及び作動確認		
		照明設備の損傷の有無	目視		
電気設備		配線及び機器の損傷の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
標識、掲示板		取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		
消火器		位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
警報設備		損傷の有無	目視		
		機能の適否	作動確認		
その他					

注1 地下タンクのタンク本体及び地下埋設配管の漏えいの有無については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」（平成16年3月18日付け消防危第33号）により点検すること。

注2 検査棒等により確認するとともに、併せて漏えい危険物の有無についても確認すること。

注3 保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することが望ましい。